

# 1 メッセウイング・みえ施設の利用料金表

単位 円

区分			平日				休日				
			午前9時 ～午後5時	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	午前9時 ～午後5時	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後6時 ～午後10時	
1階	展示場	全面	3,231 m <sup>2</sup>	280,000	120,000	160,000	192,000	336,000	144,000	192,000	230,400
		2/3	2,151 m <sup>2</sup>	186,667	80,000	106,667	128,000	224,000	96,000	128,000	153,600
		1/3	1,079 m <sup>2</sup>	93,333	40,000	53,333	64,000	112,000	48,000	64,000	76,800
	商談室	1	27 m <sup>2</sup>	5,250	2,250	3,000	3,600	6,300	2,700	3,600	4,320
		2	20 m <sup>2</sup>	5,250	2,250	3,000	3,600	6,300	2,700	3,600	4,320
	中研修室	72 m <sup>2</sup>	14,000	6,000	8,000	9,600	16,800	7,200	9,600	11,520	
2階	大研修室	205 m <sup>2</sup>	35,000	15,000	20,000	24,000	42,000	18,000	24,000	28,800	
	中研修室	63 m <sup>2</sup>	14,000	6,000	8,000	9,600	16,800	7,200	9,600	11,520	
	会議室	148 m <sup>2</sup>	19,250	8,250	11,000	13,200	23,100	9,900	13,200	15,840	
	特別会議室	96 m <sup>2</sup>	24,500	10,500	14,000	16,800	29,400	12,600	16,800	20,160	
	ギャラリー	113 m <sup>2</sup>	26,250	11,250	15,000	18,000	31,500	13,500	18,000	21,600	

## 備考

1. 休日とは、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日をいいます。
2. 入場料を徴収する場合は、当該利用料金の1.4倍の額となります。
3. 展示場、ギャラリーを準備または原状回復のために使用する場合は、当該利用料金の半額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）となります。
4. 午前9時から午後10時までの時間を超えて使用した場合の利用料金は、超えて使用した1時間当たり（1時間未満の端数は、1時間とします。）の利用料金に、使用する時間数を乗じた額（10円未満の端数は切り捨てた額）とします。この場合、正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までの間の使用については、午後1時から5時までの区分に掛かる1時間当たりの利用料金とします。
5. 使用時間短縮による利用料金の減額は行いません。
6. 展示場の電気・水道を使用された場合は、その実費相当額をいただきます。  
電気代：1kw当たり 31.5円      水道代：1m<sup>3</sup>当たり 241.5円
7. 展示場の冷暖房設備を使用された場合は、下記の利用料金（1時間未満の端数は1時間とします。）をいただきます。  
冷暖房設備 全面：1時間当たり 9,000円    2/3：1時間当たり 6,000円    1/3：1時間当たり 3,000円

## 2 メッセウイング・みえ設備器具の利用料金表

単位 円

名称	使用区分	保有台数	区分	利用料金
音響機器	展示場（全面）	1 式	全面	10,000
	〃（2/3）	1 式	2/3	6,660
	〃（1/3）	1 式	1/3	3,330
はね返りスピーカー	展示場Aホール	2 台	1 組	1,000
ステージスピーカー	〃	2 台	1 組	1,000
展示台照明	〃	8 列	1 列	1,000
展示台（電動式）	〃	1 式	1 式	30,000
展示台（組立式）	展示場	30 台	1 台	1,000
吊バトン	〃	7 列	1 列	1,000
ピンスポット	〃	4 台	1 台	1,500
フォロースポット	〃	2 台	1 台	1,000
机	〃	250 台	1 台	60
椅子	〃	2,200 脚	1 脚	30
演壇（組立式）	〃	1 式	1 式	3,000
展示用パネル（大）	展示場・ギャラリー	45 台	1 台	50
展示用パネル（小）	〃	30 台	1 台	50
展示用パネル（ジャバラ）	〃	10 台	1 台	50
演台	展示場	1 台	1 台	700
司会者台	〃	1 台	1 台	300
金屏風	〃	半双 2 台	半双	1,500
展示用スポットライト	ギャラリー	60 個	1 個	100
A V機器	大・中研修室、会議室	1 式	1 式	2,000
パソコンプロジェクター	〃	1 台	1 台	2,000
テレビデオ	〃	1 台	1 台	2,000
姿見	商談室	2 台	1 台	200
テント		3 張り	1 張	1,000
ガーデンテーブル	展示場	15 台	1 台	100
ガーデンチェア	〃	60 脚	1 脚	50
ギャラリー内展示台	ギャラリー	24 台	1 式	1,500

### 備考

- 上記の利用料金は、「午前9時から正午まで」、「午後1時から午後5時まで」、「午後6時から午後10時まで」毎の額となります。
- 各区分の2区分又は3区分を連続して使用する場合の利用料金は、使用した各区分に係る利用料金の合計額とする。
- 入場料を徴収する場合においても、上記の額となります。
- 土曜日、日曜日及び休日においても、上記の額となります。
- 展示場、ギャラリーを準備又は原状回復のため使用する場合においても、上記の額となります。
- 区分外使用についての利用料金は、超えて使用した1時間（1時間未満の端数は、1時間とします。）毎に当該利用料金の1/4の額（10円未満の端数は、切り捨てた額）とします。